

# 変更は2ページ目。

## 市外の国立・県立・私立学校へ入学される場合の届出について(よくあるご質問)

伊丹市立以外の学校(国・県立、私立学校)へ入学される場合につきましては、保護者様から教育委員会あてに「市外公私立学校入学届」と「入学承諾書」のご提出をお願いしております。

このPDFでは、これに関連するよくあるご質問とその回答についてまとめています。

<令和6年(2024年)1月24日更新>

### Q1. 届け出期限はいつまでですか？

A1. 明確な期限はありませんが、お手元に入学承諾書が準備でき次第すみやかに届け出いただきますようお願いいたします。(各学校では入学予定者を早期に確定したうえで新1年生を迎えるための準備を行います。)

### Q2. 現在通っている小学校へ提出してはいけませんか？

A2. 法律上、保護者が教育委員会へ届け出ていただくこととされております。郵送や直接持参だけでなくオンラインサービスからでも届け出いただけますので、ご協力賜りますようお願いいたします。

### Q3. 届け出したのに、教育委員会から「就学通知書」が郵送されてきました

A3. お届けいただく時期によっては、1月下旬ごろに教育委員会から郵便で「就学通知書」(圧着ハガキ)が届くことがあります。就学通知書には「**国立、県立、私立学校に就学する場合は、その学校の入学承諾書・・・(略)・・・を添えて、ただちに教育委員会へ届出てください。**」と記載しており、ここでいう「届出」は、今回ご案内の届け出のことを指しています。届け出がお済みの場合は、追加の手続き等は不要です。就学通知書については、就学(予定)校の入学式が終わるまでお手元に保管してください。

### Q4. 入学承諾書ではなく、合格通知ではだめですか？

A4. 就学(予定)校から正式に入学を許可されたことを証する書類として、入学承諾書のご用意をお願いしております。お手数ですが就学(予定)校へお問い合わせいただき、ご準備くださいますようお願いいたします。

### Q5. 「入学承諾書」は、どこで発行されますか？

A5. 就学(予定)校から発行されます。入学承諾書(証)は、就学(予定)校によっては「入学許可書(証)」と呼ぶなど、学校ごとに名称が異なります。就学(予定)校へは「入学するときに教育委員会へ提出する書類」としてお問い合わせいただくとスムーズである場合が多いようです。

### Q6. 届け出のとき、受験番号や受験票は必要でしょうか？

A6. いいえ。この届け出に関して教育委員会からお子様の受験番号をお尋ねしたり、受験票や合格発表のスクリーンショット等の送付を依頼することはございません。

Q7. 3月または4月に伊丹市から他市町村へ引っ越す(転出)予定です。その場合も、今回の手続きは必要でしょうか？

A7. 入学時点で伊丹市にお子様の住民登録がある場合は、伊丹市で届け出をお願いいたします。  
入学時点で伊丹市外にお子様の住民登録がある場合は、自治体によって手続き方法が異なりますので、その自治体(今回のご質問ですと転出先の自治体)の教育委員会で必要な手続きについてご確認をお願いいたします。

Q8. 入学予定の学校からは入学承諾書が紙で発行されています。オンラインでの届け出後、入学承諾書の紙原本はどうしたらいいですか？

A8. そのままお手元に保管してください。ご入学後、必要に応じて教育委員会より確認させていただくことがあります。